

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		接道義務の適用除外の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第43条第2項第2号
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の基準」 「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る同意基準」
	参考事項	解釈文書等 「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成11年4月28日 建設省住指発第201号、建設省住街発第48号) 「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成30年9月21日 国住指第2075号、国住街第188号) 「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年)
準	設定等年月日	平成16年4月1日設定(平成30年9月25日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定(年月日最終変更)